

○「愛媛県建築工事共通費積算基準」の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
愛媛県建築工事共通費積算基準 この基準は公共建築工事及び公共住宅工事を対象とし、令和8年7月1日以降に積算する工事について適用する。 1 工事費の構成 工事費の構成は、次のとおりとする。 なお、直接工事費の積算に用いる単価は、「公共建築工事標準単価積算基準」に基づき、その他の経費（下請経費及び小器材の損耗費等）を含むものとする。 2 共通費の区分 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び本受電後の基本料金は含まないものとし、設計変更における、変更後の請負代金額を求める際の「当初請負代金額／当初設計金額」においても、これらの費用は比率の算定金額に含めないこととする。 なお、産業廃棄物処分における資源循環促進税相当額及び有価物処分費については、処分費と同様に直接工事費に計上し、消費税及び地方消費税相当額算出の対象とするが、共通費を算定する場合の直接工事費には含まないものとする。	愛媛県建築工事共通費積算基準 この基準は公共建築工事及び公共住宅工事を対象とし、令和8年4月1日以降に積算する工事について適用する。 1 工事費の構成 工事費の構成は、次のとおりとする。 なお、直接工事費の積算に用いる単価は、「公共建築工事標準単価積算基準」に基づき、その他の経費（下請経費及び小器材の損耗費等）を含むものとする。 2 共通費の区分 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び本受電後の基本料金は含まないものとし、設計変更における、変更後の請負代金額を求める際の「当初請負代金額／当初設計金額」においても、これらの費用は比率の算定金額に含めないこととする。 なお、産業廃棄物処分における資源循環促進税相当額及び有価物処分費については、処分費と同様に直接工事費に計上し、消費税及び地方消費税相当額算出の対象とするが、共通費を算定する場合の直接工事費には含まないものとする。

表－１ 共通仮設費	
項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占用のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、 <u>安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）</u> 、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の後片付け及びこれに伴う発生材処分等並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、ＢＩＭ、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費	
項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用

表－１ 共通仮設費	
項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占用のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、 <u>隣接物等</u> の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の後片付け及びこれに伴う発生材処分等並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、ＢＩＭ、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費	
項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用

保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額
建設業退職金共済契約に係る掛金	・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費 ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額

保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
_____	_____

福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費 ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額

福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

3 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－１の内容について、次式により算定する。
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。
共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積上げによる共通仮設費
注．求めた金額の一円未満は切捨てとする。
- (2) 共通仮設費率は、直接工事費に対する率として、別表－１から別表－７によるものとする。
なお、建築工事において、表－５に掲げる監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率に次の補正値を乗じることとし、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げによ

福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

3 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－１の内容について、次式により算定する。
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。
共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積上げによる共通仮設費
注．求めた金額の一円未満は切捨てとする。
- (2) 共通仮設費率は、直接工事費に対する率として、別表－１から別表－７によるものとする。
なお、建築工事において、表－５に掲げる監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率に次の補正値を乗じることとし、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げによ

り算定して加算する。

直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738+0.0162\times\log_e P$	0.988
P：別表に定める P（直接工事費（千円）） （注 1）補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 （注 2）設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の共通仮設費率に乗 じる。			

(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－ 5 及び表－ 6 とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含
まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

表－ 5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占用のための準備及び現状復旧に要する 費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員 施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フ ルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用並 びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なも のの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電 気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等 の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリ ートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験 費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの 費用

り算定して加算する。

直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738+0.0162\times\log_e P$	0.988
P：別表に定める P（直接工事費（千円）） （注 1）補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 （注 2）設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の共通仮設費率に乗 じる。			

(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－ 5 及び表－ 6 とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含
まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

表－ 5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占用のための準備及び現状復旧に要する 費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員 施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用並 びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なも のの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電 気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等 の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリ ートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験 費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの 費用

参考に、建築工事の共通仮設費率に含まれないものについて、一例を次に示す。		参考に、建築工事の共通仮設費率に含まれないものについて、一例を次に示す。	
項 目	内 容	項 目	内 容
準備費	敷地測量に要する費用 仮設用借地料	準備費	敷地測量に要する費用 仮設用借地料
仮設建物費	設計図書によるメージアップに要する費用	仮設建物費	設計図書によるメージアップに要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるメージアップに要する費用	工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるメージアップに要する費用
環境安全費	交通誘導員	環境安全費	交通誘導員
機械器具費	揚重機械器具に要する費用	機械器具費	揚重機械器具に要する費用
表－ 6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容		表－ 6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容	
項 目	内 容	項 目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用	準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）に要する費用並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置_____に要する費用並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の後片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の後片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用
(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造部に係る鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行わない。（補正率=1.0）		(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造部に係る鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行わない。（補正率=1.0）	
(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）に専門工事等を単独で発注する場合は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上することとし、その算定方法は次式による。		(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）に専門工事等を単独で発注する場合は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上することとし、その算定方法は次式による。	

共通仮設費＝専門工事等の直接工事費※に係る経費（見積を参考にした額） ＋一般工事※の直接工事費×共通仮設費率※ ＋積上げによる共通仮設費 ※専門工事等の直接工事費は、製造業者・専門工事業者が実施する工事範囲の工事費とする。 ※一般工事は、取り壊し工事及び処分費以外をいう。（以下同じ。） ※共通仮設費率は、一般工事（当該以外の専門工事を含む）と専門工事等の直接工事費の合計額に対応する率とする。 （注）専門工事等：昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）が実施する専門工事をいう。 専門工事：防水工事、塗装工事、金属工事及び屋根板金工事のほか、通常の建物本体工事に含まれない次の表に示す工事をいう。 表（その他の専門工事） ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・取り壊し工事 ・電波障害防除設備工事 ・さく井設備工事 （6）新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の共通仮設費の算定は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対するそれぞれの共通仮設率により、新営工事及び改修工事それぞれの共通仮設費を算定し、積上げによる共通仮設費を加算する。 なお、積上げによる共通仮設費がある場合には、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 （7）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合の共通仮設費は、原則としてそれぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 （8）建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を含めて発注する場合は、一般工事の直接工事費にこれらの処分費用を含まない額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、これらの処分費用については、共通仮設費を算定しない。 （9）取り壊し工事（改修工事等に伴う撤去工事を除く。）を含めて発注する場合、取り壊し工事の共通仮設費率は新営建築工事の率を採用する。この場合において、取り壊し工事を含む当該工事の直接工事費の合計額（ただし、処分費を除く）に対応する率を採用する。 （10）仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。	共通仮設費＝専門工事等の直接工事費※に係る経費（見積を参考にした額） ＋一般工事※の直接工事費×共通仮設費率※ ＋積上げによる共通仮設費 ※専門工事等の直接工事費は、製造業者・専門工事業者が実施する工事範囲の工事費とする。 ※一般工事は、取り壊し工事及び処分費以外をいう。（以下同じ。） ※共通仮設費率は、一般工事（当該以外の専門工事を含む）と専門工事等の直接工事費の合計額に対応する率とする。 （注）専門工事等：昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）が実施する専門工事をいう。 専門工事：防水工事、塗装工事、金属工事及び屋根板金工事のほか、通常の建物本体工事に含まれない次の表に示す工事をいう。 表（その他の専門工事） ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・取り壊し工事 ・電波障害防除設備工事 ・さく井設備工事 （6）新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の共通仮設費の算定は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対するそれぞれの共通仮設率により、新営工事及び改修工事それぞれの共通仮設費を算定し、積上げによる共通仮設費を加算する。 なお、積上げによる共通仮設費がある場合には、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 （7）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合の共通仮設費は、原則としてそれぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 （8）建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を含めて発注する場合は、一般工事の直接工事費にこれらの処分費用を含まない額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、これらの処分費用については、共通仮設費を算定しない。 （9）取り壊し工事（改修工事等に伴う撤去工事を除く。）を含めて発注する場合、取り壊し工事の共通仮設費率は新営建築工事の率を採用する。この場合において、取り壊し工事を含む当該工事の直接工事費の合計額（ただし、処分費を除く）に対応する率を採用する。 （10）仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。
--	--

(11) 設計変更における共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めて求めた場合の共通仮設費とする。 4 現場管理費の算定 (1) 現場管理費は、表－２の内容について、次式により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。 現場管理費＝純工事費×現場管理費率 注．求めた金額の一円未満は切捨てとする。 (2) 現場管理費率は、純工事費に対する率として、別表－８から別表－14 によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。 (3) 現場管理費率に含まれる内容は表－２による。 (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造部に係る鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行わない。(補正率=1.0) (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）に専門工事等を単独で発注する場合は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上することとし、その算定方法は次式による。 現場管理費＝専門工事等の純工事費※に係る経費（見積を参考にした額） ＋ 一般工事の純工事費×現場管理費率※ ※専門工事等の純工事費は、製造業者・専門工事業者が実施する直接工事費に対応する額とする。 ※現場管理費率は、一般工事（当該以外の専門工事等を含む）と専門工事等の純工事費の合計額に対応する率とする。 (6) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の現場管理費の算定は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対するそれぞれの現場管理費率により、新営工事及び改修工事それぞれの現場管理費を算定する。 (7) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合の現場管理費は、原則としてそれぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。 (8) 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を含めて発注する場合は、一般工事の純工事費にこれらの処分費用を含まない額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、これらの処分費用については、現場管理費を算定しない。	(11) 設計変更における共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めて求めた場合の共通仮設費とする。 5 現場管理費の算定 (1) 現場管理費は、表－２の内容について、次式により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。 現場管理費＝純工事費×現場管理費率 注．求めた金額の一円未満は切捨てとする。 (2) 現場管理費率は、純工事費に対する率として、別表－８から別表－14 によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。 (3) 現場管理費率に含まれる内容は表－２による。 (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造部に係る鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行わない。(補正率=1.0) (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）に専門工事等を単独で発注する場合は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上することとし、その算定方法は次式による。 現場管理費＝専門工事等の純工事費※に係る経費（見積を参考にした額） ＋ 一般工事の純工事費×現場管理費率※ ※専門工事等の純工事費は、製造業者・専門工事業者が実施する直接工事費に対応する額とする。 ※現場管理費率は、一般工事（当該以外の専門工事等を含む）と専門工事等の純工事費の合計額に対応する率とする。 (6) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の現場管理費の算定は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対するそれぞれの現場管理費率により、新営工事及び改修工事それぞれの現場管理費を算定する。 (7) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合の現場管理費は、原則としてそれぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。 (8) 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を含めて発注する場合は、一般工事の純工事費にこれらの処分費用を含まない額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、これらの処分費用については、現場管理費を算定しない。
---	---

(9) 取り壊し工事（改修工事等に伴う撤去工事を除く。）を含めて発注する場合、取り壊し工事の現場管理費率は新営建築工事の率を採用する。この場合において、取り壊し工事を含む当該工事の純工事費の合計額（ただし、処分費を除く）に対応する率を採用する。

(10) 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(11) 支給材（発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

(12) 設計変更における現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の現場管理費とする。

5 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は、表－3及び表－4の内容について、次式により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率＋契約保証費

注1. 求めた金額の一円未満は切捨てとする。

注2. 工事価格が千円単位となるように、一般管理費等の端数を切捨てて調整する。

(2) 一般管理費等率は、工事原価に対する率として、別表－15 による 。

(3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）に専門工事等を単独で発注する場合は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上することとし、その算定方法は次式による。

一般管理費＝専門工事等の工事原価※に係る経費（見積を参考にした額）
＋ 一般工事の工事原価×一般管理費率※
※専門工事等の工事原価は、製造業者・専門工事業者が実施する直接工事費に対応する額とする。
※一般管理費率は、一般工事（当該以外の専門工事等を含む）と専門工事等の工事原価の合計額に対応する率とする。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合の一般管理費等は、原則としてそれぞれの工事種別 ごとの工事原価に対する 工事の一般管理費等率により算定 し、それらの合計による。

(9) 取り壊し工事（改修工事等に伴う撤去工事を除く。）を含めて発注する場合、取り壊し工事の現場管理費率は新営建築工事の率を採用する。この場合において、取り壊し工事を含む当該工事の純工事費の合計額（ただし、処分費を除く）に対応する率を採用する。

(10) 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(11) 支給材（発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

(12) 設計変更における現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の現場管理費とする。

5 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は、表－3及び表－4の内容について、次式により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率＋契約保証費

注1. 求めた金額の一円未満は切捨てとする。

注2. 工事価格が千円単位となるように、一般管理費等の端数を切捨てて調整する。

(2) 一般管理費等率は、工事原価に対する率として、別表－15 から別表－17 による ものとする。

(3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者（建築工事業を除く）に専門工事等を単独で発注する場合は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上することとし、その算定方法は次式による。

一般管理費＝専門工事等の工事原価※に係る経費（見積を参考にした額）
＋ 一般工事の工事原価×一般管理費率※
※専門工事等の工事原価は、製造業者・専門工事業者が実施する直接工事費に対応する額とする。
※一般管理費率は、一般工事（当該以外の専門工事等を含む）と専門工事等の工事原価の合計額に対応する率とする。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合の一般管理費等は、原則としてそれぞれの工事種別 の工事原価の合計額に対する主たる 工事の一般管理費等率により算定 する。

(5) 仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料、建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を、一般工事に含めて発注する場合は、一般工事の工事原価とこれらの費用（有価物処分費を除く）の合計額に対応する一般管理費率により一般管理費を算定する。

(6) 設計変更における一般管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の一般管理費とする。
ただし、変更後の請負代金額が、当初請負代金額の2倍未満である設計変更については、契約保証費の変更を行わない。

(7) 契約保証費については、表－8による。

表－8	
発注者が金銭的保証を必要とする場合	工事原価×0.04%
その他	なし

(8) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を算出し、一般管理費等に加算する。

別表－1 ～ 別表－14（略）

別表－15 一般管理費等率（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費率	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%
算定式 Gp＝32.597 - 3.591×log ₁₀ （Cp） ただし、Gp：一般管理費等率（％） Cp：工事原価（千円） （注1）Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

(5) 仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料、建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を、一般工事に含めて発注する場合は、一般工事の工事原価とこれらの費用（有価物処分費を除く）の合計額に対応する一般管理費率により一般管理費を算定する。

(6) 設計変更における一般管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の一般管理費とする。
ただし、変更後の請負代金額が、当初請負代金額の2倍未満である設計変更については、契約保証費の変更を行わない。

(7) 契約保証費については、表－8による。

表－8	
発注者が金銭的保証を必要とする場合	工事原価×0.04%
その他	なし

(8) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を算出し、一般管理費等に加算する。

別表－1 ～ 別表－14（略）

別表－15 一般管理費等率（建築工事

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 Gp＝28.978 - 3.173×log ₁₀ （Cp） ただし、Gp：一般管理費等率（％） Cp：工事原価（千円） （注1）Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (以下同じ。)			

削除

削除

別表－16 一般管理費等率（電気設備工事）

<u>工事原価</u>	<u>3 百万円以下</u>	<u>3 百万円を超え 2 0 億円以下</u>	<u>2 0 億円を超える</u>
<u>一般管理費率</u>	<u>17. 49%</u>	<u>一般管理費等率算定式により</u> <u>算定された率</u>	<u>8. 06%</u>
<u>算定式</u> <u>Gp=29. 102 - 3. 340×log₁₀ (Cp)</u> <u>ただし、Gp：一般管理費等率（%）</u> <u>Cp：工事原価（千円）</u>			

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

<u>工事原価</u>	<u>3 百万円以下</u>	<u>3 百万円を超え 2 0 億円以下</u>	<u>2 0 億円を超える</u>
<u>一般管理費率</u>	<u>16. 68%</u>	<u>一般管理費等率算定式により</u> <u>算定された率</u>	<u>8. 07%</u>
<u>算定式</u> <u>Gp=27. 283 - 3. 049×log₁₀(Cp)</u> <u>ただし、Gp：一般管理費等率（%）</u> <u>Cp：工事原価（千円）</u>			